

下仁田町議会基本条例制定される

より開かれた、より分かりやすい議会を目指して 平成27年10月1日から施行

策定経緯

下仁田町議会では、平成23年4月から議会改革の検討を始め、当初は、議会運営委員会において検討を始めました。

平成23年5月6日にスタートし、平成23年は一回、平成24年は、7回、4月11日には東吾妻町へ視察に行きました。平成25年は3回、平成26年は6回、平成27年は3回。なお、平成27年8月20日の議員協議会では、9月定例会中に再度新たなメンバーが加わる中で周知を図り、追加議案として提出することになりました。

基本的な概要は、現在議会運営で行われている内容を基本的に踏襲し、明文化し、わかりやすくしました。

この条例は、国内外や町を取り巻く諸状況の変化に対応すべく最高規範の見直し手続きも盛り込みました。常に町民の付託に応え、より良い条例改正がいつでも可能であります。

下仁田町議会基本条例

目次

- ▼前文
- ▼第1章 目的
- ▼第2章 議会、議員の活動原則
- ▼第3章 町民と議会の関係
- ▼第4章 議会と町長等との関係
- ▼第5章 政策
- ▼第6章 等の形成過程
- ▼第7章 議会事務局
- ▼附則 最高規範の見直し手続

下仁田町（以下「町」という）は、ネギとコンニャクの特産物を有し、国指定史跡・世界遺産「荒船風穴」と特異な地質による日本ジオパークの地域でもある。私たち下仁

田町議会（以下「議会」という）は、十分に機能を発揮するため、公平、公正及び透明性を確保し、町民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、情報提供、共有化を図り、常に対話を重ね、政策提言や監視機能を積極的に行っていくことを固く誓うものである。町民・行政・議会の関係を明らかにするとともに、更に発展させ、地方公共団体議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割及び責務を明確にするとともに、改革と規範の姿勢を明確にし、町民代弁者として町民の負託に応えることを目指して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める規定を遵守し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

本理念及び基本方針、議員の責務、議員の活動規範、議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という）の関係、町民と議会の関係等を明らかにし、将来にわたって町民の負託に的確にこたえていくため、必要な事項を定める。条例の制定、調査権及び監査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、白らの創意と工夫を研鑽し、町民との協調のもと、まちづくりを推進していく。町長等とは緊張ある関係を保ち、監視機能を発揮する。また政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、議会の公平、公正及び透明性を確保することにより、町民に開かれた議会を目的とする。

する議会に努めなければならない。

- 2 多様化する町民の意見を、政策形成に適切に反映できるように努めなければならない。
- 3 議会は、町民を代表し、町の施策について議論をする場である。
- 4 議会は、町民の傍聴意欲を高める運営に努めることとする。
- 5 議会は、定刻に開会し、休憩する場合は、必要に応じて理由と再開の時刻を傍聴者に説明する様に努めることとする。
- 6 議員の定数は、下仁田町議会議員定数条例（平成14年下仁田町条例第22号）による。
- 7 議員報酬は、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例（昭和31年下仁田町条例第21号）による。
- 8 政務活動費は、下仁田町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年下仁田町条例第31号）による。
- 9 会議規則は、下仁田

●第1条
この条例は、議会の基

●第2条
議会は、町民の代表機
関であることを自覚し、
公平、公正及び透明性を
重視し、町民参加を推進

●第1条
この条例は、議会の基